

## 第 1 回自治基本条例検討委員会世話人会で検討した内容について

日 時：平成 15 年 12 月 24 日（水）午前 10 時から 12 時

場 所：中原区役所 5 0 7 会議室

出席者：荒井副委員長、飯田委員、荻野委員、神本委員、増田委員

（事務局）海老名主幹、土方、中村、鴻巣、錦織（社会空間研究所）

### 1 世話人会の役割について

- ・ 資料 1 に基づき改めて世話人会の役割について確認した。
- ・ 世話人会の代表者は荒井副委員長とし、また、世話会のなかからサブを置くこととし、サブの代表者として荻野委員が選出された。

### 2 今後のスケジュール確認と進め方について

- ・ 資料 2 に基づき、今後中間報告までのスケジュールについて確認した。
- ・ 検討委員会の開催回数が十分かどうかの問題については、今後検討状況をみながら、資料 2 のスケジュールだけでは検討委員会の議論が不足するような場合には、現在設定している検討委員会の日程の間に、別に検討委員会を開催することについて、改めて世話人会で検討していく。
- ・ 報告書案作成委員会の委員は、2 月 5 日の検討委員会で選出することになるため、次回の検討委員会において事前にアナウンスしておく。
- ・ 次回検討委員会での検討テーマは、行政の役割・責任、市民と行政の協働、議会・市民・行政の関係などとする。

#### 【グループ討議の進め方について】

- ・ グループ討議の方法は、議論する時間が限られていることなどその限界もあるが、意見を言いつばなしにしないための工夫が必要であり、グループ内での議論の共有に加えて、検討委員会全体として議論が共有できるようにした方が良い。
- ・ そのため、前回の検討委員会では全体で議論する時間があまりとれなかったが、次回以降、全体で議論する時間を確保するよう時間配分に配慮する。
- ・ グループ討議を行う場合、3 つのグループごとに別のテーマを設定し、各委員が興味あるテーマのグループに参加するという方法も考えられるが、当面、中間報告までの間は、各テーマについてできるだけ幅広い意見を出し合うという観点から、同じテーマを 3 グループで議論していく。
- ・ グループ編成については、できるだけ多くの委員と知り合うことも必要であるため固定しない。編成の仕方については、前回のように事務局が出席者名簿を基に機械的にグループ分けを行う。世話人についても同じペアでグループに入るのではなく、その都度組み合わせを変えていく。
- ・ 前回の検討委員会においては、グループ討議に進行補佐等の役割で事務局職員も加わったが、次回の検討委員会以降、職員の立場で議論に参加することは可とする。ただし、グループ討議における職員の発言は行政を代表した意見という位置づけではなく、一職員としての意見と理解する。なお、行政を代表する意見が求められる場合には、木場田政策部長または海老名主幹が対応する。

### 3 学習会の実施について

- ・ 資料3に基づき、検討委員の間から学習会が必要であるとの意見が出されていることを踏まえ、学習会を行うこととする。
- ・ 学習会は、世話人会主催で行う。
- ・ 学習会のテーマは、「川崎市におけるこれまでの自治の取組と現状について」、「川崎市の条例の全体像について」とする。
- ・ 学習会の日時は、平成16年1月24日(土)午後2時から4時とする。第1回目では、上記2テーマについて学習する。その後の開催について学習会の進捗状況をみて検討する。
- ・ 学習会の会場は、事務局で手配する。
- ・ 学習会への参加は強制ではなく、各委員の自由意思に基づく。
- ・ 講師はできるだけ行政職員が務める。
- ・ 学習会の資料は、次回の検討委員会の際に配付する。
- ・ 資料は、ボリュームが多すぎない方がよい。

### 4 その他

- ・ 事務局から、自治基本条例検討委員会と市民自治制度検討委員会、住民投票制度検討委員会、区行政改革検討委員会の関係について説明がなされた。住民投票制度や、区行政の在り方については自治基本条例においても議論していただきたいが、それは時間的問題などもあり枠組、必要性等についての議論となろう。また、住民投票制度や区行政改革は、法律的、行政的課題が多く、まず学識経験者により具体的な課題の抽出、問題点の整理等を行う必要がある。すなわち、自治基本条例検討委員会においては、基本的考え方、枠組みを、住民投票制度検討委員会、区行政改革検討委員会においてはその具体的な検討を分担するという関係といえる。また、市民自治制度検討委員会は、国にパイプを持った方に委員長を、自治基本条例検討委員会、住民投票制度検討委員会、区行政改革検討委員会の3つの委員会の座長に委員をお願いしており、3つの委員会の調整機能や法律上の問題が生じたときの国とのパイプ機能等を持つ委員会である。
- ・ 事務局から、平成16年2月13日・14日に開催される「第2回市民自治創造・かわさきフォーラム」において、小島副委員長をコーディネーターとする分科会「協働とまちづくり～自治基本条例、中間支援組織を題材に考える～」が設定されていることについて、次回の検討委員会で各委員に対してアナウンスすることが確認された。
- ・ 事務局から、前回の交流会の会計報告について、会費11万円(44人×2,500円)に対して、支出98,450円であり、残金11,550円については事務局で保管していることが確認された。
- ・ 次回の検討委員会の開催前に世話人会を開き(午後6時集合)、委員会の進め方について再確認する。